

最高裁秘書第1922号

令和7年6月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮詢については、令和7年5月29日に答申（令和7年度（情）答申第13号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮詢番号 令和6年度（情）諮詢第44号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年11月1日（令和6年度（情）諮詢第44号）

答申日：令和7年5月29日（令和7年度（情）答申第13号）

件名：函館地方裁判所における、どのような資料を特定のツールを通じて府内で共有することになっているかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「どのような資料をTeamsを通じて府内で共有することになっているかが分かる函館地裁作成の文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、函館地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、函館地方裁判所長が令和6年9月19日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

「M365第二次先行導入取組結果について」（令和5年12月の札幌高裁デジタル企画チームの文書。以下「本件資料」という。）からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 函館地方裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、本件開示申出文書に該当するような文書は存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、本件資料からすれば、本件開示申出文書は存在

するといえる旨述べるが、当該文書にTeamsを通じて函館地方裁判所内で資料を共有しているとの記載はなく、本件開示申出文書が存在しないことが不合理とは言えない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月1日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年4月18日 審議
- ④ 同年5月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、函館地方裁判所において本件開示申出文書を探索したが、同文書は存在しなかったと説明する。函館地方裁判所において、「Teams」を用いて何らかの資料の共有がされているとしても、申出に係る本件開示申出文書の特定内容に照らすと、その作成が当然に必要になるとはいえない、本件開示申出文書が存在しないとしても不自然ではない。したがって、上記最高裁判所事務総長の説明が特段不合理であるとはいえない。

これに対し、苦情申出人は、本件資料に記載された内容から、函館地方裁判所に本件開示申出文書が存在する旨主張するが、本件資料に函館地方裁判所が本件開示申出文書を保有している事実をうかがわせる記載はない。

2 以上のとおり、原判断については、函館地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委 員 川 神 裕